

公立病院改革プランの概要

団 体 名		宝塚市					
プ ラ ン の 名 称		宝塚市立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度					
病院の現状	病 院 名	宝塚市立病院					
	所 在 地	宝塚市小浜4 - 5 - 1					
	病 床 数	480床					
	診 療 科 目	21科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		市立病院には、阪神北圏域の中核的病院として地域における病病連携及び病診連携の充実を進めながら、地域住民の医療を確保し、併せて医師の実地教育、医療技術者等の教育、医学・医術の進歩のための研究、住民の健康保持のための公衆衛生活動を行うことによって、地域住民の福祉を増進させ、良質な医療を安定的、継続的に提供する使命があると考えます。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		一般会計からの繰出金については、総務省自治財政局長通知に基づき原則として別添1の算定基準による。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	94.1	85.8	90.7	93.5	95.8	
	職員給与与費比率	47.4	53.7	53.3	50.7	49.3	
	病床利用率	67.4	56.7	61.0	64.8	66.9	
上記目標数値設定の考え方		(経常黒字化の目標年度： 25年度)					

団体名 (病院名)	宝塚市立病院
--------------	--------

公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	がん医療の充実	1,337	1,344	1,350	1,357	1,364
	救急患者の受け入れ	7,794	7,900	8,000	8,100	8,200
	地域連携の強化(紹介 率)	40%	42%	44%	46%	48%

経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	アウトソーシングの徹底				
		事業規模・形態の見直し	病院事業の経営改善・改革は、経営形態の変更のみによって実現なされると考えるべきではなく、経営改善・改革への取組みを実施していく上で、現行の経営形態では解決が困難な課題に直面した場合に、その課題を解決し得る経営形態を選択していくべきものと考えられる。 その観点から、現行の経営形態は、民間に比べ「経営の自由度」の確保の面では制約の多い経営形態ではあるが、本改革プランの諸方策の実現は十分可能である。今後はこれらの取組みを絶えず分析・評価のうえ、その結果を公開し、衆知を集めてさらなる改善・改革策をめざして議論を重ねていくべきと考える。				
		経費削減・抑制対策	(1) 職員数の適正化 (2) 時間外勤務の縮減 (3) フィルムレス化による経済効果 (4) SPDによる材料費(調達価格)の見直し (5) 後発医薬品採用率の増加 (6) 中央診療部門費用の見直し				
		収入増加・確保対策	(1) 外来診療の強化 (2) 救急対応の強化 (3) 手術枠の見直し (4) CT装置の更新 (5) 診療報酬改定時での新設項目や加算要件等の早期対応 (6) 売店のコンビニ化 (7) 広告収入 (8) 未収金				
		その他					

各年度の収支計画	別紙のとおり					
----------	--------	--	--	--	--	--

その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	79.40%	18年度	71.90%	19年度	67.40%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	許可病床数		480床			
		稼働病床数	平成19年度	444床	平成20年度	389床	

団体名
(病院名)

宝塚市立病院

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	市立伊丹病院、市立川西病院、三田市民病院	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	宝塚健康福祉事務所企画課を事務局とする阪神北医療確保対策圏域会議において、病院の機能分担等による集約化・重点化及び連携方法、小児救急医療体制の強化方策、その他、地域医療確保対策に関する事項を協議する。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 阪神北圏域のネットワーク化は県民局の主催する阪神北医療確保対策圏域会議の推移を見守るが、本市としては平成23年度に一定の結論を出したい。 また、宝塚医師会を中心とした地域連携を平成20年度から協議しており、平成21年度中には一定の成果を見出す。	<内容> 兵庫県では、平成20年4月に兵庫県保健医療計画を見直し、阪神北圏域についても医療計画を策定している。この医療計画との整合を図りつつ、各圏域毎に各公立病院等設置者が共同して、ネットワーク化の検討を行い、兵庫県が事務局の一部として県民局とともにその調整を行なう事となる。 具体的なネットワーク化については、阪神北医療圏におけるネットワーク化についての検討を踏まえ、本改革プランを検討する。結論の取りまとめは平成23年度に予定している。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	宝塚市病院事業運営審議会に点検、評価内容を報告し、意見を得ることとする。 なお、毎年度実施する点検・評価については、年次的な取り組みが検証出来る形で実施する。 点検・評価の結果については、市広報、市立病院ホームページにて公表する。	
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	毎年2月頃を予定	
その他特記事項			

別添 1

収益的収支		
医業 収益	救急医療に要する経費	救急医療に必要な経費と収入の差額
	医療福祉相談運営経費	医療福祉相談員人件費の全額
一般会計負担金計		
医業外収 益	研究研修	医師等の研究研修費の1/2
	共済組合長期給付追加費用	地方公務員等共済組合長期給付追加費用の全額
	基礎年金	基礎年金拠出金公的負担金の全額
	児童手当に要する経費	児童手当（特例給付分等）の全額
	院内保育所に要する経費	休園日開園費用の全額
	一般会計補助金計	
	建設改良費（利子）	企業債利子償還額（H14以前分2/3、H15以降分1/2）
	リハビリテーションに要する経費	リハビリに必要な経費と収入の差額
	周産期医療に要する経費	周産期医療に必要な経費と収入の差額
	高度医療に要する経費	高度医療機器の運営経費と収入の差額
小児医療に要する経費	小児医療に必要な経費と収入の差額	
自治体病院等再編推進経費	改革プラン作成委託費の全額	
他会計負担金計		
収益的収支合計		
資本的収支		
	建設改良費（元金）	企業債元金償還額（H14以前分2/3、H15以降分1/2）
	建設改良費	建設改良費の1/2
一般会計負担金計		
合計		

(別紙)

団体名 (病院名)	宝塚市立病院
--------------	--------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 医 業 収 益 a	9,081	9,288	8,333	8,572	9,099	9,458	
	(1) 料 金 収 入	8,645	8,520	7,514	8,033	8,539	8,884	
	(2) そ の 他	436	767	819	539	560	574	
	うち他会計負担金	254	601	650	376	379	390	
	2. 医 業 外 収 益	493	467	449	698	668	668	
	(1) 他会計負担金・補助金	368	343	315	569	557	557	
	(2) 国 (県) 補 助 金	9	13	12	15	12	12	
	(3) そ の 他	116	111	122	114	99	99	
	経 常 収 益 (A)	9,574	9,754	8,782	9,270	9,767	10,126	
	支 出	1. 医 業 費 用 b	9,990	9,853	9,816	9,816	10,004	10,130
		(1) 職 員 給 与 費 c	4,549	4,401	4,479	4,567	4,613	4,659
		(2) 材 料 費	3,203	3,174	2,952	2,848	3,081	3,146
		(3) 経 費	1,534	1,517	1,579	1,616	1,514	1,518
		(4) 減 価 償 却 費	669	719	776	746	760	771
(5) そ の 他		34	42	30	39	36	36	
2. 医 業 外 費 用		538	509	410	436	439	441	
(1) 支 払 利 息		284	270	159	156	178	181	
(2) そ の 他		254	240	251	280	261	260	
経 常 費 用 (B)		10,527	10,363	10,226	10,252	10,443	10,571	
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		-953	-608	-1,444	-982	-676	-444	
特 別 損 益		1. 特 別 利 益 (D)	6	5	16	16	9	9
		2. 特 別 損 失 (E)	55	50	74	74	50	50
		特 別 損 益 (D) - (E) (F)	-48	-45	-58	-58	-41	-41
純 損 益 (C) + (F)	-1,001	-653	-1,502	-1,040	-717	-486		
累 積 欠 損 金 (G)	9,975	10,628	12,130	13,170	13,887	14,373		
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	2,229	2,004	1,103	1,193	1,167	1,151	
	流 動 負 債 (イ)	1,636	1,174	1,083	1,789	2,019	2,172	
	うち一時借入金				400	900	1,000	
	翌年度繰越財源(ウ)							
	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (I)							
	差引 不良債務 {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)} (オ)				596	852	1,021	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	620	-237	810	616	256	169		
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	90.9	94.1	85.9	90.4	93.5	95.8		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$				6.9	9.4	10.8		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	90.9	94.3	84.9	87.3	91.0	93.4		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	50.1	47.4	53.8	53.3	50.7	49.3		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)				596	852	1,021		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$				6.9	9.4	10.8		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率				6.4	8.7	10.1		
病 床 利 用 率	71.9	67.0	55.0	61.0	65.0	67.0		

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	宝塚市立病院
--------------	--------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	600	1,973	390	1,005	547	511
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	439	478	519	534	507	495
	4. 他会計借入金			300			
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金			11			
	7. その他	0	1				
	収入計(a)	1,040	2,452	1,220	1,539	1,054	1,006
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a) - {(b) + (c)}(A)	1,040	2,452	1,220	1,539	1,054	1,006	
支 出	1. 建設改良費	583	372	389	966	521	487
	2. 企業債償還金	700	2,369	874	894	842	820
	3. 他会計長期借入金返還金	50	50	41			163
	4. その他						
	支出計(B)	1,333	2,791	1,304	1,860	1,363	1,470
差引不足額(B) - (A)(C)	294	339	84	321	309	464	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	590	336	-474	-768	-715	-420
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計(D)	590	336	-474	-768	-715	-420	
補てん財源不足額(C) - (D)(E)			558	1,089	1,024	884	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E) - (F)			558	1,089	1,024	884	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	()	()	()	()	()	()
資本的収支	()	()	()	()	()	()
合計	0	0	1,484,367	1,478,385	1,443,725	1,441,910

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。